

借用証文を読む 解説

1 平川家文書について

- ・総点数 1,861 点（近世文書 1,039 点、近代文書 822 点）
- ・①小針内宿村の名主・戸長役場文書群で、土地関係、地頭所入用など租税関係、村役人関係など、②領主である春日氏の武家文書群の一部で、少量だが幕府役人からの書状や支配関係がある。③平川家の家文書群で、小作など経営関係、学資講など金融関係の他、幕末から明治前期にかけて金銭出入帳を兼ねた日記がある。

2 内宿村（小針内宿）について

〔資料 1〕『新編武藏風土記稿』足立郡之十三

小針内宿村は伊奈庄と唱ふ、江戸よりの行程前村に同じ、当村古は下に出せる新宿村と一村なりしよし、其頃は小針村とのみ唱へしならん、既に正保の改には小針村と記せり、されど元禄の国図には今の如く分て二村の名を記したれば、分村せし年代も推して知るべし、家数六十、東より北へ回りては綾瀬川の中流を境とし、埼玉郡駒崎・高虫・上平野の三村に界ひ、南は郡内大針・羽貫の二村に接し、西は小針新宿及び倉田村なり、東西五町許、南北十町余、天水を仰ぎて水田を耕せば、もとより旱損あり、正保の頃は阿部対馬守の領せしことものに見えたれど、何の頃か替りて春日某に賜はりしより、今も替らず、子孫左太郎の知行なり、検地は元禄二年細井九右衛門糺せり

『新編武藏風土記稿』…文化 7 年（1810）に幕府は、林大学頭述斎の地誌編纂に関する建議を入れ編纂に着手し、文政 11 年（1828）に完成。

- ・江戸から 6 里（約 24 km）に位置し、東西 5 町（約 545.45m）、南北 10 町（約 1090.9m）余であった。※町=約 109.09m
- ・古くは小針村であったが、元禄の国絵図では二村に分かれていた。分村して小針内宿村となった。
- ・はじめ忍藩領で、元禄 11 年（1698）に幕府領、のち旗本春日氏の知行となる。
- ・村高は 591 石余（『天保郷帳』）。
- ・明治 22 年（1889）の市町村合併で小針村となる（現伊奈町）。

3 旗本春日氏について

旗本春日河内守貞顕は、元禄の地方直しで 1150 石を知行することになった。元禄 14 年（1701）には、次男左京顕憲に 300 石を分知し、長子顕道に 850 石を跡式として継承させ、その知行所は伊奈町域の小針内宿村のほか、戸崎村、上野本郷村、弁財村、柏座村（上尾市）、別所村（さいたま市）であった。顕道のあとは、行清、廣端、龍顕、顕秀が遺跡を継承している。

〔史料2〕春日廣端（ひろまさ）（『新訂寛政重修諸家譜』第十七）

宝暦二年五月朔日はじめて惇信院殿に拝謁す。明和七年十二月二十七日遺跡を継。時に三十五歳采地八百五十石、安永三年五月二十六日御納戸番となり、九月十六日より西城に勤仕し、四年十月二十九日新番に転ず。

宝暦2年（1752）5月1日に將軍徳川家重に拝謁する。明和7年（1770）12月27日に家督を継ぐ。35歳の時に850石を領す。安永3年（1774）5月26日に御納戸番となり、9月16日に西の丸に勤仕し、安永4年10月29日に新番に転じた。

4 武士の俸禄と年貢

（1）武士の給料は米だった

江戸時代、武士の俸禄（給料）は將軍から与えられた領地から年貢を収納する者（地方取）と、幕府領（天領）から収納した年貢米（蔵米）を支給される者（蔵米取）とがいた。大名や將軍にお目見えができる上級の旗本は地方取が多く、將軍にお目見えができない下級の旗本や御家人は蔵米取が多かった。蔵米取の旗本・御家人は、米の支給日に浅草（台東区）などの幕府の御蔵から米（俸禄米）を受け取り、一部の飯料を取り置き、残りを米問屋に売却して現金に換えていた。

（2）江戸の札差（ふださし）

旗本・御家人が米を現金化する作業は大変面倒なものであったため、代理で行うことを商売とする者が現れた。札差である。旗本・御家人に代わり米の受け取りと米問屋への売却を行い、手数料を差し引いて現金を屋敷に届けた。札差の名前は、旗本・御家人に代わって、蔵米支給手形（札）を竹串にはさみ、支給日に蔵役所の順番待ちのわらに差したことによる。札差に代行を依頼した旗本・御家人は札旦那と呼ばれ、しだいに次期支給の米を担保に札差から高利で借金をするようになった。享保9年（1724）、109人の札差が株仲間を公認され、知行蔵米の受取・売却と、旗本・御家人への金融を独占的に行った。札差は、江戸の旗本たちの金融を100人余で担当したことから、莫大な富を蓄えた。

（3）江戸時代の年貢について

- ・年貢の負担は、領主から個々の百姓に対して直接賦課された訳ではなく、諸負担は村全体でまとめて納入する制度になっていた。これを村請制という。
- ・領主は毎年、村に対して納めるべき年貢の総額を示すだけで、あとは名主を中心に村人たちが自主的に各自の負担額を確定し、名主が村全体の年貢を取りまとめて領主に上納した。村請の年貢の徴収・納入を主体的に担うことを通じても、村人たちの自治能力は伸びていった。
- ・毎年10月か11月に領主から年貢割付状（納税通知書）が村に届き、村は通知された年貢割付状に基づいて年貢（税）を納めた。一般的には翌年の7月頃までに完納されるのが通例であるが、完納されると領主から年貢皆済目録が渡された。

5 語句解説・解読のポイントとなる品詞

語句	読み方	意味
通用金	つうようきん	世の中に通用している金。
地頭	じとう	江戸時代、地方知行を持つ幕府の旗本。
先納	せんのう	年貢を正規の期限より早く納入させること。年貢の前借。
無心	むしん	他人の迷惑をかえりみないで頼むこと。遠慮なく金品などをねだること。
慥ニ	たしかに	間違いない、確実に、の意味
用立	ようだて	用立てること。金銭などを貸すこと。
文字金	ぶんじきん	江戸時代、元文元年（1736）から発行された元文小判および一部金の異称。文金とも。
石代金	こくだいきん	田畠の年貢を金銀錢で代納すること。田畠の年貢は原則として米で納める定めであったが、水田が少ない場合、米の代わりにその時価に換算して金銭で納めた。
惣百姓	そうびやくしょう	村を構成する百姓。
為後日	ごじつのため	後日のために。後日の証拠として。
然上者	しかるうえは	そのうえは。それでは。
仕	つかまつる	…してさしあげる、…いたします、…申し上げる。
仍而如件	よってくだんのごとし	前文に述べた通り間違ひありません。

6 古文書の内容要約

資料1 「借用申金子証文之事」（平川家文書 No. 1515）

- ・金1両、世間に通用している貨幣である。
- ・地頭様より来年丑年（寛政5年）の田方、先納金を命じられていたが、出来かねるため、貴殿へお金の用立てをお願いしていた金1両を只今確かに受け取った。御屋敷へ御用立てすることは間違いない。そのうえは、返済は来年丑年の田方御年貢米にて元金・利息を引き渡す。後日のため借用証文を提出する。

※寛政4年（1792）12月28日 内宿村名主の武兵衛から同村の吉兵衛あてに出された借用証文。

資料2 「借用申金子証文之事」（平川家文書 No. 1514）

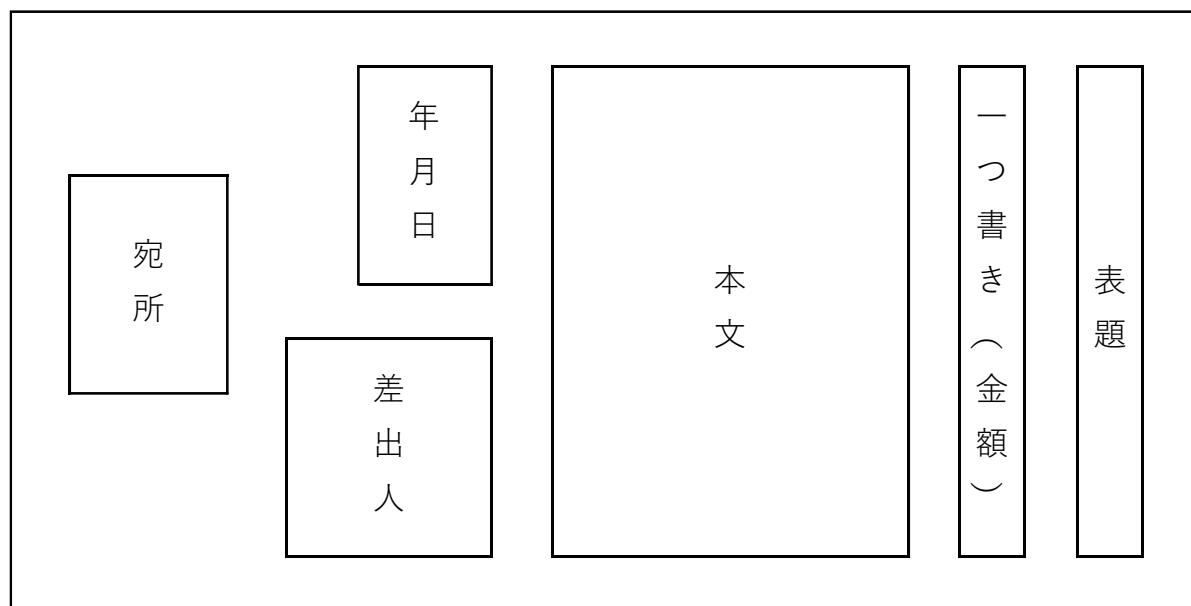
- ・金5両、元文金である。
- ・地頭所より来年巳年（寛政9年）の田の年貢金を命じられたが、我等方ではできないため、貴殿（吉兵衛）へ無心をして金5両を借用して、年貢金を間違なく上納する。返済は来年11月中の田御年貢米にて元金・利息を引き取って下さるようにする。万が一、地頭所で返済が滞れば、村方の惣百姓一同の割合をもって取り立てて、少しも遅滞なく勘定ができるよう、後日のため、名主・組頭・百姓代が借用証文を提出する。

※寛政8年（1796）12月 内宿村借用入、名主武兵衛、組頭善太夫、百姓代幸八より、同村の吉兵衛あてに出された借用証文。

○借用証文

借用証文は人から金銭などを借り入れる際に借用者から貸主にあてて借りたことを認めた証文のこと。借用の金額、利息、返済条件、返済期限などが記載され、借用者、請人（身元保証人、連帯責任者）が署名、捺印し、年月日を記載して貸主に差し出すもの。

借用契約を終えた証文（借用金の返済が済んだもの）は、押印部分が破り取られている、墨を塗ってつぶしている、文書全体に大きく×印などの抹消線などが施されている。



○参考文献

- 『旧高旧領取調帳』関東編（近藤出版社、1969年）
- 『平川家・中島家・小林家文書目録』（埼玉県立文書館、1975年）
- 北原進『江戸の札差』（吉川弘文館、1985年）
- 小川恭一編著『寛政譜以降旗本家百科事典』第2巻（東洋書院、1997年）
- 『伊奈町史』通史編I 原始・古代・中世・近世（伊奈町、2003年）